

農地転用許可における代替性の検討について

1 趣旨

第一種農地及び第二種農地の転用許可に当たっては、転用事業の種類によっては代替性の検討（※）を必要とするものがある。

この検討のため、申請書への資料添付を申請者に求めるに当たり、資料の記載方法の統一を図るため別紙の様式を定めるものである。

※代替性の検討……申請に係る農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるか否かの検討

2 様式記載の基本的考え方

- (1) 申請地以外に3ヶ所程度候補地を選定（最低4ヶ所）
- (2) 転用事業目的を達成するために必要な要件（候補地選定の要件）を、申請者の立場において整理し記載
- (3) 上記（2）の要件それぞれについて、「適」又は「否」とその理由を記載
- (4) 最終的な転用の適否を「総合判断」欄に○×で記載

農地転用候補地一覧表記載要領

- 1 代替性の検討を要する農地転用は以下のとおりである。
ただし、下記（３）の場合を除く。
 - （１） 第一種農地の場合
農地法施行規則第 33 条第 1 項に掲げる施設（地域の農業の振興に資する施設）を設置するための転用
 - （２） 第二種農地の場合
次のいずれかに該当する場合を除く転用
 - ① 転用行為が土地収用法第 26 条第 1 項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合
 - ② 転用行為が農地法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号イ（地域の農業の振興に資する施設）、ロ（市街地に設置することが困難又は不適當な施設）、ホ（公益性が高いと認められる施設）又はヘ（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用）のいずれかに該当する場合
 - （３） 「仮設工作物の設置等一時転用の場合」、「事業地が限定されるような合理的な理由があり、複数候補地を選定のうえ検討する必要が乏しい場合」（住宅増築に伴う宅地の拡張や進入路の設置、事業所敷地に隣接又はまたがって整備する従業員駐車場、資材置場等）や「第 4 条申請において、他の土地を求めることが申請者に著しい不利益を与えると判断される場合」など
(H20. 6. 12 付け 20 農第 1217 号福島県農林水産部長通知、H21. 12. 11 付け農林水産省運用通知参照)
- 2 候補地については、申請地以外に 3ヶ所程度は選定すること。
なお、選定に当たっては、自己所有地や親族所有地に限定することなく、以下の土地を番号の小さな順から優先的に選定し、少なくとも⑥の土地は必ず選定するように配慮すること。
また、「土地の種類」欄に以下の①～⑦の該当番号を記載すること。
 - ① 非農地
 - ② 市街化区域内農地
 - ③ 非線引都市計画用途地域内農地
 - ④ 市街地の区域内、又は申請地よりも市街化の傾向が著しい区域内にある農地
 - ⑤ ①～④の区域に隣接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地
 - ⑥ 形状等からみて申請地よりも生産性が同等以下と思われる農地
 - ⑦ ①～⑥以外の農地
- 3 「候補地の選定の要件」欄には、申請に係る事業の目的を達成するために必要な要件を複数個記載すること。
- 4 「図面番号」欄には、候補地の位置を示した案内図を別に添付し、当該案内図に付した候補地毎の番号を記載し、候補地を色で囲むこと。
- 5 「目的達成の適否」欄には、上記 3 の各要件毎に事業目的が達成できるか否かにより「適」又は「否」と記載すること。
- 6 「適否判断の理由」欄には、上記 5 の判断理由を各要件毎に記載すること。